

ふるさと遠野の環境報告書

(平成 25 年度)



平成 25 年度環境に関する標語等コンクール「ポスター低学年の部」最優秀賞
『クワガタ見つけたよ』附馬牛小学校 2 年 伊藤 瑞月

岩手県遠野市

— 目 次 —

第1章 環境基本計画の概要	1
第1節 計画策定の目的	1
第2節 計画の役割	1
第3節 計画の期間及び見直し	1
第4節 施策の体系	2
第5節 推進体制	3
第2章 環境の現状	4
第1節 自然環境	4
1 位置及び地形	
2 気候	
第2節 社会環境	4～5
1 人口	
2 交通	
3 水道	
第3節 生活環境	6～8
1 大気環境	
2 水環境	
3 廃棄物	
4 公害苦情	
第4節 環境の特性と課題	9～10
1 豊かな自然環境の維持	
2 生活スタイルの改善	
3 遠野らしさの継承	
第5節 環境保全活動	11～12
1 活動の現状	
2 環境教育	
第3章 基本目標ごとの実施状況	13
第1節 「健康で潤いのある生活」を目指して	13～16
1 清らかな水を守る	
2 きれいな空気を守る	
3 生活環境における騒音等を防止する	
4 安心して暮らせる環境を確保する	
5 人にやさしい生活環境を創出する	

第2節 「生物の多様性の確保」を目指して	・ ・ ・ ・ ・	16～17
1 自然環境を保全する		
2 生物の多様性を確保する		
第3節 「自然景観、伝統文化の保全」を目指して	・ ・ ・ ・ ・	17～18
1 緑地を確保する		
2 身近な自然とのふれあいを促進する		
3 良好な景観を保全・形成する		
4 地域の歴史的・文化的環境を保全・継承する		
第4節 「循環型社会の構築」を目指して	・ ・ ・ ・ ・	18
1 資源の循環的利用とごみの減量化を推進する		
第5節 「地球環境の保全」を目指して	・ ・ ・ ・ ・	19～20
1 エネルギーを有効に利用する		
2 地球環境の保全に貢献する		

＝ 資 料 編 ＝

資料1 各町ごとの主な取組状況	・ ・ ・ ・ ・	23
資料2 遠野市地球温暖化対策実行計画平成25年度実績報告	・ ・ ・ ・ ・	32
資料3 ふるさと遠野の環境を守り育てる基本条例	・ ・ ・ ・ ・	34

第1章 環境基本計画の概要

第1節 計画策定の目的

今日の環境問題は、20世紀の急激な高度経済成長に伴う「大量生産・大量消費・大量廃棄」の経済社会システムが大きな要因となり、地球規模から身近な地域に至るまで、複雑で広範多岐にわたる新たな問題が顕著になってきています。

遠野市は、これまで総合計画により環境施策を推進してきましたが、より明確に環境の保全及び創造に関する基本理念と施策の基本方針を示すため、平成16年3月に「ふるさと遠野の環境を守り育てる基本条例」を制定し、平成17年10月1日の旧遠野市・旧宮守村の合併時に新市に引き継がれました。

また、同条例第9条に基づいて、環境施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、平成18年3月に「遠野市環境基本計画」を策定しました。

更に、環境をとりまく状況の変化を踏まえ、前計画を継承、発展させた新しい計画として、平成23年4月に「第2次遠野市環境基本計画」を策定しました。

第2節 計画の役割

本計画は、本市の地域特性や環境特性に対応した目指すべき環境像である「自然環境と人間生活の調和」の実現に向けた施策の展開や環境配慮指針など、本市の環境行政に関する具体的な考え方を示すものです。

また、各主体（市民・滞在者・事業者・市）が行う各種の行動や事業を環境配慮へと誘導し、関係者の相互協力によって所期の目的を推進する役割を持っています。

第3節 計画の期間及び見直し

第2次環境基本計画の期間は、遠野市総合計画後期基本計画に合わせ、平成23年度から平成27年度までの5年間です。

また、計画の見直しは、社会情勢の変化等を勘案し、遠野市環境審議会の意見を聴きながら、必要に応じて行います。

第4節 施策の体系

■ 目指すべき環境像

「自然環境と人間生活の調和」～遠野型環境調和社会を目指して～

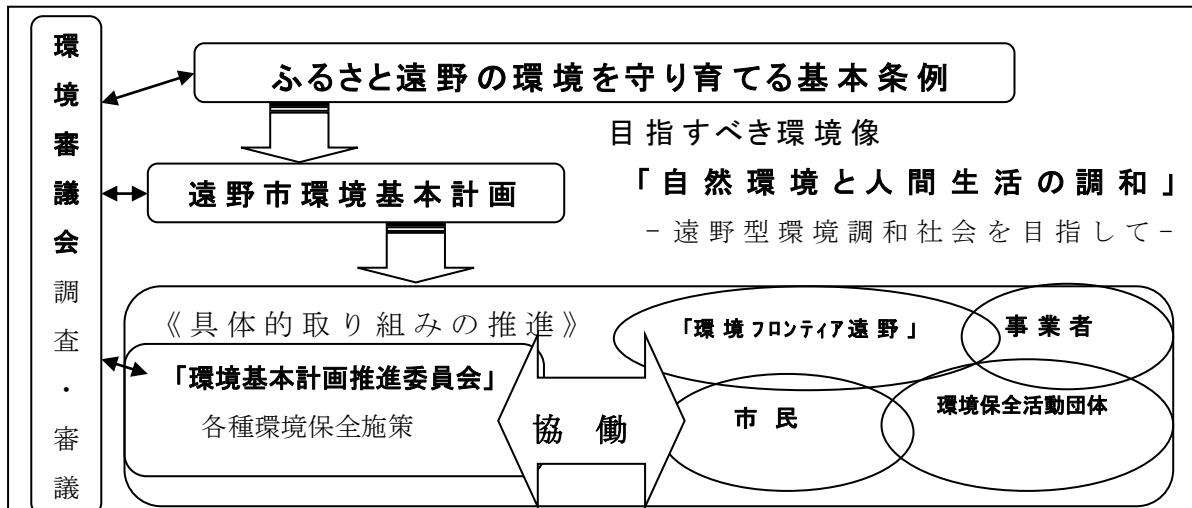
目指すべき環境像及び基本目標を実現するために、次のような体系のもとに環境施策の展開を図ることにしています。

■ 基本目標ごとの環境施策の体系

基本目標	個別目標	施策の方向
1 「健康で潤いのある生活」を目指して	(1) 清らかな水を守る	ア 工場・事業場などの対策の推進 イ 水質の保全 ウ 監視体制の充実
	(2) きれいな空気を守る	ア 自動車交通などに起因する環境への負荷の低減 イ 工場・事業場などに起因する大気汚染、悪臭などの防止 ウ 監視体制の充実
	(3) 生活環境における騒音等を防止する	ア 自動車交通などに起因する騒音・振動の低減 イ 工場・事業場などの騒音・振動の防止 ウ 監視体制の充実
	(4) 安心して暮らせる環境を確保する	ア 廃棄物の適正処理の推進 イ 不法投棄の防止と環境美化の推進 ウ 化学物質などの対策の推進 エ 監視体制の充実
	(5) 人にやさしい生活環境を創出する	ア 人にやさしい歩行者空間の創出
2 「生物の多様性の確保」を目指して	(1) 自然環境を保全する	ア 森林の保全 イ 農地の保全 ウ 水辺の保全
	(2) 生物の多様性を確保する	ア 野生動植物の保護 イ 野生動植物の生息・生育環境の保全・再生・創出
3 「自然景観、伝統文化の保全」を目指して	(1) 緑地を確保する	ア 公園緑地の確保 イ 緑化の推進
	(2) 身近な自然とのふれあいを促進する	ア 身近な自然とのふれあいを促進
	(3) 良好な景観を保全・形成する	ア 良好な景観を保全・形成
	(4) 地域の歴史的・文化的環境を保全・継承する	ア 歴史的・文化的環境の保存・活用
4 「循環型社会の構築」を目指して	(1) 資源の循環的利用とごみの減量化を推進する	ア ごみの発生抑制 イ 再利用・再生品の利用の拡大 ウ 資源回収と再資源化 エ 水の循環システムの健全性の維持
5 「地球環境の保全」を目指して	(1) エネルギーを有効に利用する	ア 省エネルギーの促進 イ 新エネルギー利用の促進
	(2) 地域において地球環境の保全に貢献する	ア 地球温暖化対策 イ オゾン層の保護 ウ 酸性雨対策 エ 森林の保全

第5節 推進体制

「遠野市環境基本計画推進委員会」において、全庁的に各種計画や事業の調整及び連携を図るとともに、平成 16 年 11 月に環境活動団体の情報交換や実践活動を推進することを目的に、市民、事業者、関係機関・団体によって組織された「環境フロンティア遠野」と協働しながら、環境フォーラムや交流会など、様々な取り組みを推進しています。



平成 25 年度 環境フロンティア遠野主催『遠野の里山風景写真コンテスト』
最優秀賞 『晩秋の朝』新穀町 菊池 正彦 土淵町にて撮影

第2章 環境の現状

第1節 自然環境

1 位置及び地形

本市は、岩手県の東南部に位置しており、岩手県東部を縦断する北上高地の一角に広がる遠野盆地を中心に東西、南北とも約38km、総面積825.62k㎡を有しています。

2 気候

平成25年の気候及び過去5年間の気象状況は、次のとおりとなっています。

最低気温は、過去10年間で最も低く、年間降水量は、過去10年間で最も多い降水量となっています。

■ 遠野市の気温（平均、最高、最低、降水量、最深積雪）

		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	過去10年平均
気 温 ℃	平均	10.1	10.5	9.8	9.7	9.5	9.93
	最高	32.4	35.6	34.1	35.1	32.2	34.19
	最低	-10.6	-14.1	-16	-18	-19.2	-15.15
年間降水量(mm)		1,054	1,288	1,173	947	1,337	1,172
最深積雪(cm)		23	28	47	37	30	37

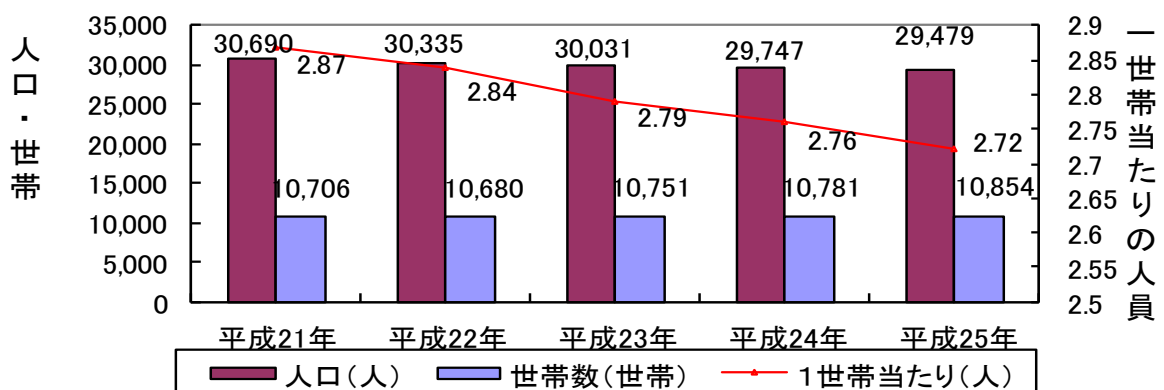
気象庁 遠野 年ごとの値から抜粋

第2節 社会環境

1 人口

平成25年9月末の人口は29,479人、世帯数は10,854世帯となり、人口は減少傾向が続いており、1世帯当たりの人員は2.72人となっています。

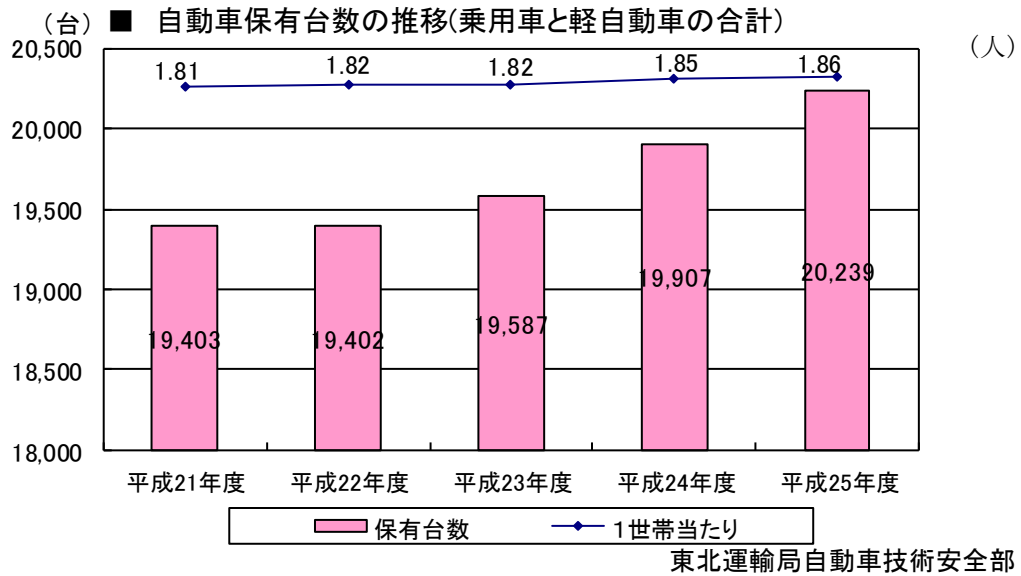
■ 人口、世帯数の推移



総務部市民課 各年9月30日現在

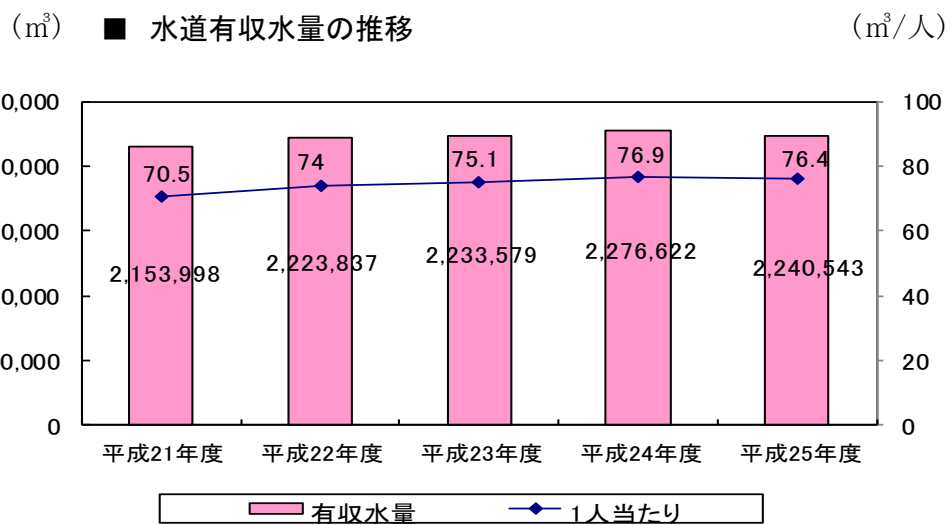
2 交通

平成 25 年度の自動車保有台数（乗用車と軽自動車の合計）は 20,239 台、1 世帯当たり 1.86 台となり、平成 23 年度以降保有台数が増加傾向にあります。



3 水道

水道の有収水量は、平成 25 年度は 2,240,543 m³で平成 21 年度と比べ 4.0%の増と なっていますが、平成 24 年度と比べると 1.6%の減となっています。一方、人口 1 人 当たりの有収水量は、平成 25 年度 76.4 m³/人であり、トイレの水洗化などライフスタ イルの変化や、給水戸数の増加に伴い平成 21 年度と比べて 8.4%増加しています。



環境整備部水道事務所

※「有収水量」とは有効水量のうち、料金徴収の対象となった水量を指します。

第3節 生活環境

1 大気環境

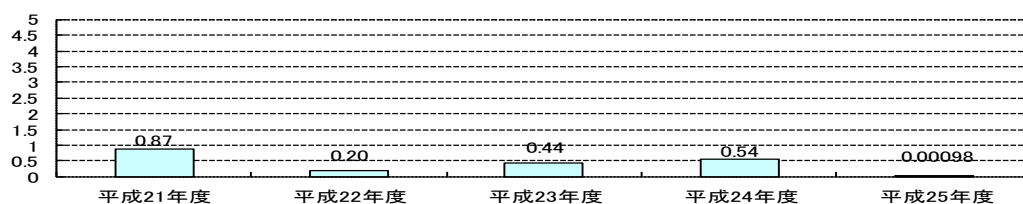
本市の大気環境は良好に保たれています。

清養園クリーンセンターから排出されるダイオキシン類の濃度は、平成 25 年 10 月の測定では基準値である $5\text{ng-TEQ}/\text{N m}^3$ を下回る $0.00098\text{ng-TEQ}/\text{N m}^3$ となっています。

バグフィルターとの交換、プラスチック製容器包装の分別及び焼却方法に細心の注意を払っていることから、ダイオキシン濃度は過去 5 年間で一番低い結果となりました。

また、放射線の汚染牧草の焼却を平成 24 年 11 月末から開始していることから、市民の不安の軽減と安全のため、主灰、飛灰、灰ガスの放射性物質濃度測定及び、ごみ焼却施設付近、最終処分場周辺の空間放射線量の測定を定期的実施し、いずれも国の基準値以下の結果で良好であることが確認されています。

■ 清養園クリーンセンターのダイオキシン類の排出濃度
($\text{ng-TEQ}/\text{N m}^3$)



*「ng(ナノグラム)」とは、10 億分の 1 グラム。

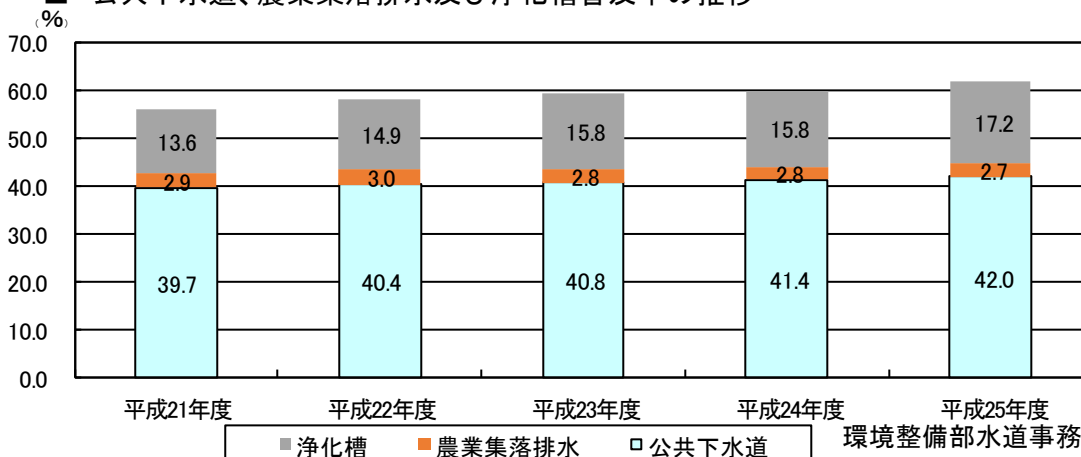
清養園クリーンセンター

2 水環境

本市の主要河川である猿ヶ石川とその支流では、水質汚濁の代表的指標である BOD の環境基準は達成されており、水質は良好に保たれているといえます。

生活排水対策としては、公共下水道、農業集落排水事業及び浄化槽設置事業を実施しており、平成 25 年度末の公共下水道の整備面積は、遠野処理区・宮守処理区合わせて 465ha、管渠延長は 107 km。普及率は 42.0%、水洗化率は 79.3%となっています。農業集落排水事業普及率は 2.7%、浄化槽の普及率は 17.2%となっています。

■ 公共下水道、農業集落排水及び浄化槽普及率の推移



※ 「普及率」とは、全人口に対する公共下水道の整備率、「水洗化率」とは、下水道等の整備されている区域における利用者の割合を指します。

■ し尿収集量

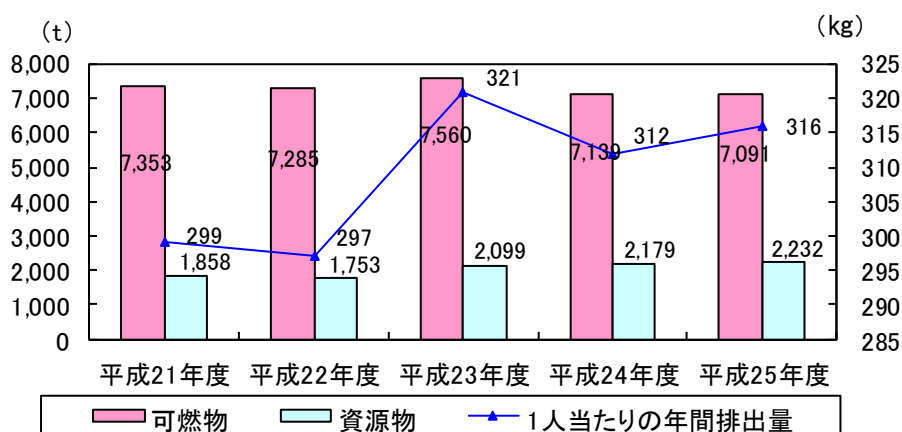
	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
し尿収集量(kℓ)	20,028	19,128	19,903	20,130	19,866

3 廃棄物

平成 17 年度をピークに遠野市のごみ収集量は年々減少してきましたが、東日本大震災の発生に伴い本市を拠点とした後方支援活動により平成 23 年度はごみ収集量が増加しました。

平成 25 年度のごみ収集量は、9,323 t で前年比 0.05% の微増となりましたが、可燃物は、0.07% 減となり、ごみの分別の徹底が図られたものと思われます。

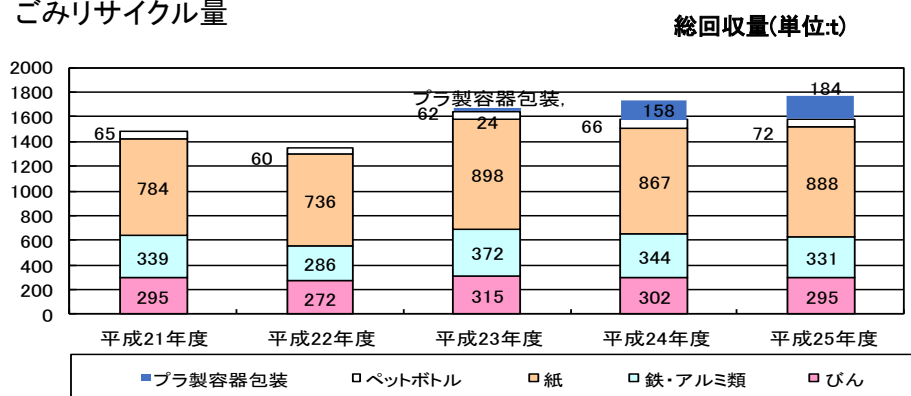
■ ごみ収集量



ごみのリサイクル量は、平成 24 年度の 1,737 t に対し、平成 25 年度は 1,770 t で、全年比 1.86% の増となりました。

資源集団回収量は、平成 24 年度の 44 団体による 325 t 回収に対し、平成 25 年度は 44 団体による 288 t 回収で、前年比 11.4% の減となりました。

■ ごみリサイクル量



環境整備部環境課

家庭ごみの減量化とリサイクルの推進については、行政区等を対象に学習会を実施しながら市民に周知を図っており、これらを後押しする事業として、遠野市公衆衛生組合連合会がごみの減量を推進する助成事業を実施しています。

■ ごみの減量化に向けた助成の実績

	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
生ごみ処理容器	基	77	79	60	80	83
生ごみ処理機	基	27	17	19	20	5
資源集団回収奨励金事業	団体	32	38	41	44	44
資源集団回収量	t	242	268	282	325	288

環境整備部環境課

4 公害苦情

平成25年度に受理した典型7公害（下表参照）に関する新規受理苦情件数はなく、騒音1件及び悪臭1件については、過去から継続の案件であり、概ね良好に保たれています。

騒音は、平成15年6月から継続している低周波による健康被害の苦情、悪臭は、平成19年1月から継続しており、どちらも法律上の規制区域外であり、原因者とは随時協議し指導や進捗状況等の確認を行っています。（騒音・振動に関する規制区域は、都市計画区域内の用途地域が指定されています。）

■ 公害苦情発生状況

	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	計
平成21年度	0	0	0	1	0	0	1	2
平成22年度	0	0	0	1	0	0	1	2
平成23年度	0	0	0	1	0	0	1	2
平成24年度	0	0	0	1	0	0	1	2
平成25年度	0	0	0	1	0	0	1	2

環境整備部環境課

第4節 環境の特性と課題

1 豊かな自然環境の維持

本市の将来像である、永遠の日本のふるさと遠野の象徴となる豊かな自然は、単に私たちの心を潤すばかりでなく、多様な生物の生息の場として、人も含め生態系の生存基盤を支える重要な役割を果たしており、今後も遠野市の「宝」として守っていかなければなりません。

現在、河川の水質は概ね良好に保たれていますが、異常気象に伴うゲリラ豪雨の発生により河川に真砂土が堆積する状況が多く見受けられます。

河川への生活排水の流入については、浄化槽や公共下水道の普及に伴い、徐々に解消されています。

北上川5大ダムの中で、最大の貯水量を誇る田瀬ダムの上流に位置する本市の役割は大きく、今後も水質保全を推進する必要があります。

また、東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射性物質被害の影響を受け、牧草の利用自粛と除染作業が進められていますが、一刻も早い現状復帰が望まれます。

今後も、市民が安心、安全に暮らせるよう空間放射線量の定期的な測定の継続を行い、測定結果を公表する等、情報発信に努めます。

豊かな自然環境を維持していくためには、公共下水道や浄化槽の普及をより一層進めながら、ごみのポイ捨てや不法投棄の防止、環境保全型農業の推進など、環境に与える負荷を少なくするため、環境保全に対する意識の高揚を図る必要があります。

森林においては、松くい虫被害対策と、森林の適正管理が求められています。

2 生活スタイルの改善

20世紀の「大量生産・大量消費・大量廃棄」の経済社会システムは、廃棄物問題や森林の減少、大気中の二酸化炭素（CO₂）濃度の増加による地球温暖化など、さまざまな環境問題をもたらしています。

本市の典型7公害に関する状況は概ね良好に保たれていますが、道路や河川、山林におけるごみのポイ捨てや不法投棄が見受けられます。

今日の環境問題は、従来の特定の産業のみならず、市民一人ひとりが個々の生活スタイルを見直し、環境への負荷を誘発する当事者である自覚をもち、省エネルギーの推進、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生使用）の3R（スリーアール）の徹底など環境に配慮した行動を進め、資源循環型社会へと変えていくことが求められています。

3 遠野らしさの継承

環境保全施策を進める上で、本市を市街地・田園・里山・森林の4つの領域に区分し、領域ごとに健康で潤いのある生活、生物の多様性の確保、自然景観・伝統文化の保全、

循環型社会の構築を目指した環境配慮指針を定めて行動しています。

「遠野らしさ」とは、厳しい自然条件や社会の営みから創出された歴史、文化、伝統等を市民が育み継承している中で、四季の彩りを演出している山並み、河川及び田園が見通し景観に配慮され、良好に維持されている状態であり、特に田園区域、里山区域及び森林区域は、『遠野物語』によって語り継がれてきた“日本の原風景”のイメージそのものが醸し出されています。

私たちの住んでいる地域を見つめなおし、保護や活用を通して地域の元気に繋げていく遠野遺産認定制度において、有形文化財、無形文化財及び自然遺産等 135 件が認定され、自然保護や郷土愛の醸成に繋がっています。

今後も継続して保護するための活動を展開し、この「たからもの」を次世代へ継承していく必要があります。

市街地では、官民一体による中心市街地の賑わい創出とみんなが豊かに暮らすことのできるやさしいまちづくりを目標とし、まちおこしセンター等の駅前周辺及び、とおの物語の館等の下一日市地区等が整備され、賑わい創出と地域活性化が図られています。

多くの市民がこの“日本の原風景”を誇りに感じるとともに、多くの来訪者の期待にも応えることができるよう、現代生活の利便性を損なうことなく、伝統的な落ち着きのある町並みを形成することが求められています。

特に、田園区域、里山区域は、遠野らしさを醸し出している“日本の原風景”の源でもあり、一次産業の振興や耕作放棄地の解消が求められます。



平成 25 年度 環境フロンティア遠野主催『遠野の里山風景写真コンクール』
優秀賞 「ヨシ焼きの頃」大船渡市 村上 廣一 附馬牛町にて撮影

第5節 環境保全活動

1 活動の現状

環境基本計画を市民の立場から推進することを目的とし設立された市民環境団体「環境フロンティア遠野」が、「明日の遠野の環境を考えるフォーラム 2013」や「環境展 2013」などを開催し、多様な視点から環境保全意識の啓発活動に取り組みました。

構成団体は、会員が20団体9個人となり、それぞれの立場で環境保全に関する積極的な活動を行っています。

今年度は、また、各町においても、道路や河川清掃など、それぞれの文化や風土を生かした活動に取り組んでいるほか、地域住民でつくる土淵地区環境保全活動協議会、宮守町上鱒沢船渡地区の船渡資源保全活動実践組織が土地改良区、市とアドプト協定を締結して地域の農村環境の保全のための活動を行っており、地域一体となった環境保全活動の広がりが出てきています。(P23～31「資料1」)

さらに、各学校や子供会、森林愛護少年団、企業等においても、資源回収や植栽などの環境保全活動への積極的な取り組みが行われています。

今後も、それぞれの団体等の自主性を尊重し、活動の支援を行っていく必要があります。

■ 環境フロンティア遠野構成団体の環境活動

No.	団体名	活動内容
1	社団法人岩手県建設業協会遠野支部	環境美化活動(道路清掃、河川等の草刈りほか)
2	社団法人岩手県建築士会遠野支部	景観形成に関する調査・研究・発信 ほか
3	社団法人岩手県自動車整備振興会遠野支部	マイカー点検教室(点検教室・エコ運転方法)、通行車両の街頭検査(灯火回り、タイヤの点検、不正改造車両等) ほか
4	上猿ヶ石川漁業協同組合	河川清掃、稚魚放流ほか
5	NPO法人遠野エコネット	田瀬湖一斉清掃&ごみ川柳大会、マイリバー猿ヶ石、水源の森づくりプロジェクト、森の健康診断リーダー研修会、遠野・薪づくり倶楽部等開催
6	遠野市公衆衛生組合連合会	ごみの減量・資源化の推進(資源集団回収、生ごみ処理容器購入助成など) 地域環境美化活動の推進ほか
7	遠野市地域婦人団体協議会	生ごみの減量・資源化、各種環境美化活動の参加ほか
8	遠野市母子寡婦福祉協議会	道路清掃、環境美化活動 ほか
9	遠野市PTA連合会	河川清掃、環境美化活動、資源集団回収 ほか
10	遠野商工会	環境美化活動、清掃活動、絆感謝運動(カーブミラー磨き、ごみ拾い) ほか
11	遠野地区更生保護女性の会	他団体との連携による環境保全活動の推進、花寄贈
12	遠野地方森林組合	環境整備、緑化祭への参加
13	花巻農業協同組合遠野地域営農センター	環境保全活動(道路清掃 ほか)
14	岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合遠野支部	ごみの減量推進、各種研修会の実施 ほか
15	蓮池川を考える会	蓮池川周辺の草刈り等環境整備、環境保全意識啓発 ほか
16	山谷地区ほたるの里づくり保存会	ほたる観察会、ほたるクラブ学習会開催、河川清掃、カワニナ等の調査
17	社団法人遠野青年会議所	他団体との連携による環境保全活動の推進
18	宮守川上流地域環境部会	環境保全活動(草刈り、草取りなど)の推進、各種研修会の開催
19	遠野すずらん振興協同組合	環境保全啓発活動
20	マルキ産業株式会社	環境保全啓発活動

2 環境教育

環境問題は、廃棄物の増大や水質汚濁という身近な問題から地球温暖化やオゾン層の破壊など広範にわたります。

また、近年は、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射線や、エネルギー問題等多岐にわたることから、世代を問わず環境に関する正しい知識の普及と意識啓発に努めなければなりません。

平成 25 年度は、平成 27 年 10 月から始まるもえるごみ広域処理に向けて更にもえるごみの減量を図る必要があることから、紙ごみと布ごみの分別について、90 行政区で、92 回「環境学習会」を開催しました。

環境保全意識を啓発するイベントとしては、環境に関する基調講演や市内小中学校活動事例発表等による「明日の遠野の環境を考えるフォーラム」の開催、市内小中学校を対象とした「環境に関する標語等コンクール」の開催、「遠野の環境展」の開催、「遠野の里山風景写真展」の開催など、環境保全意識の高揚に努めました。

市内小中学校でも、環境学習のための水生生物調査や森林学習等を取り入れた教育活動を積極的に展開しています。

さらに、次代を担う子どもたちと環境の大切さ・環境のあり方について学習するため、水生生物調査等の「環境勉強会」を開催しました。

市内でも、ホテルの生息地が多くあることから、「ホテル鑑賞会」を行う等、ホテルの舞う自然環境の素晴らしさを体感し、環境保全の意識高揚を図ることができました。

また、子どもたちの環境教育を推進するため、市内児童館等に、全国こどもエコクラブへの登録を推進しており、16 団体、360 人と会員も増加傾向にあります。

今後も、年代や社会情勢に応じたメニューを取り入れながら、学習する機会を設け、意識啓発に努める必要があります。

■ 環境教育活動実施及び参加状況

(単位:人)

項 目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
環境勉強会(小、中学生対象)	738	1,767	2,024	1,321	944
環境学習会	1,215	3,409	4,344	349	2,106
明日の遠野の環境を考える フォーラム	150	80	121	123	96
遠野の環境展(平成 23 年度から、 期間を短縮し 3 日間の開催)	1,762	1,564	383	557	857
合 計	3,865	6,820	6,872	2,350	4,173

環境整備部環境課

第3章 基本目標ごとの実施状況

第1節 「健康で潤いのある生活」を目指して

1 清らかな水を守る

公共用水域の水質については、市内でA類型指定となっている2河川4箇所と、類型指定のない8河川9箇所で、正確な水質状態を把握するため、年2回の水質調査を実施しました。

調査結果、人の健康の保護に関する項目については、環境基準を満たしており、生活環境の保全に関する項目については、水の汚れを見るための代表的な指標である水素イオン濃度（pH）や生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質（SS）、溶存酸素量（DO）は、次ページの表のとおりとなっており、水質が良い状態が保たれています。

水環境をより良質に保全していくためには、公共下水道などの整備、普及や事業所及び家庭の生活排水対策、※水源かん養林の保全などを推進する必要があります。

小、中学生を対象に実施している水生生物調査は、平成25年度は、19回実施、369人の参加があり、調査結果は、きれいな水であることが分かり、環境保全に対する意識啓発にもなっています。

※「水源かん養林」とは、雨や雪などの降水を土壤に浸透・保水させて、その後時間をかけ河川へ水を供給する機能を持っている森林のことをいいます。

* 調査項目に関する説明

水素イオン濃度（pH）	水溶液の性質を示す指標。 pH7のとき中性、数値が上がるとアルカリ性、低くなると酸性を示す。河川水は通常7付近だが、下水や工場排水、植物プランクトンの光合成などにより数値が増減する。
生物化学的酸素要求量（BOD）	20℃5日間で微生物が、河川水や排水中の汚染物質（有機物質）を分解するときに必要な酸素量。この数値が大きいほど、汚染物質が多いことを示す。
浮遊物質（SS）	水中に懸濁している不溶性物質を総称し、「懸濁物質」という場合もある。水の濁りの原因となるものとして、粘土、有機物、プランクトンのほか各種産業や生活排水中の微細な物質などが挙げられる。
溶存酸素量（DO）	溶存酸素とは一般に液相中または水中に溶解している分子状酸素をいう。溶存酸素量は水温や気圧、他の溶質の影響を受け、水温の上昇とともに減少し、大気中の酸素分圧に比例して増加する。 河川の上流では、ほぼ飽和に近い溶存酸素が含まれているが、下水や工業排水などに汚染された下流では、有機腐敗性物質や他の還元性物質などによって消費されることから、この数値が小さいほど汚染の度合いが高いことを示す。

■ 市内河川水質調査の結果

項目		水素イオン濃度 (pH)		生物化学的酸素 要求量(BOD)		浮遊物質量 (SS)		溶存酸素量 (DO)	
		環境基準(A類型)		2mg/ℓ以下		25mg/ℓ以下		7.5mg/ℓ以上	
河川名	年度	H25	5年前 (H20)	H25	5年前 (H20)	H25	5年前 (H20)	H25	5年前 (H20)
	A 類 型	猿ヶ石川 (駒木橋付近)	7.4	7.5	1.0	0.6	4	3	9.9
7.5			0.6		1		14.6		
猿ヶ石川 (遠野浄化セ ンター付近)		7.3	—	1.0	—	6	—	9.6	—
		7.5		0.5		1		14.7	
猿ヶ石川 (JR釜石線猿ヶ 石川橋梁付近)		7.5	—	0.9	—	3	—	9.6	—
		7.5		0.8		2		14.4	
小友川 (常楽寺橋付近)		7.6	7.8	1.1	<0.5	4	2	9.9	9.5
		7.8		<0.5		1		13.4	

項目		水素イオン濃度 (pH)		生物化学的酸素 要求量(BOD)		浮遊物質量 (SS)		溶存酸素量 (DO)	
		環境基準(B類型)		2mg/ℓ以下		25mg/ℓ以下		7.5mg/ℓ以上	
河川名	年度	H25	5年前 (H20)	H25	5年前 (H20)	H25	5年前 (H20)	H25	5年前 (H20)
	類 型 指 定 な し	長野川 (大洞橋付近)	7.6	7.8	1.5	<0.5	<1	1	9.7
7.7			0.6		1		13.4		
来内川 (枳田橋付近)		7.6	7.6	0.7	<0.5	5	3	9.7	9.6
		7.5		<0.5		1		14.0	
来内川 (長洞橋付近)		7.4	7.4	1.4	0.5	3	2	9.4	9.4
		7.4		0.8		<1		13.5	
猫川 (羽身橋付近)		7.5	7.4	0.9	0.6	2	2	9.4	8.3
		7.4		1.8		1		14.3	
宮守川 (吉金橋付近)		7.9	8.0	0.6	0.7	5	2	9.9	7.5
		7.9		0.8		1		13.6	
塚沢川 (塚沢橋付近)		8.1	8.2	0.9	<0.5	4	1	10.0	7.2
		8.1		1.0		<1		13.2	
宿川 (立川橋付近)		8.0	7.7	0.8	0.6	<1	1	10.0	7.0
		7.9		0.9		1		13.3	
家老沢川 (沢田橋付近)		7.9	8.0	1.5	0.5	2	<1	9.3	7.9
		7.9		1.0		1		14.1	
清水川 (下鱒沢12地割)		8.1	8.0	1.0	<0.5	2	2	10.2	8.6
		8.0		<0.5		1		11.9	

※「<」は未満表示(定量下限値)

平成25年度は、測定を年2回実施(9月(上段)・1月(下段))

■ 数値目標と達成率

項目	基準年度A (21年度)	現状B (25年度)	目標C (27年度)	達成率 (B/C)
BOD環境基準達成率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
水道普及率	90.3%	90.9%	91.2%	99.67%
汚水処理整備率(普及率)	56.3%	61.9%	68.5%	90.4%
水洗化率	79.4%	86.2%	84.6%	101.9%

2 きれいな空気を守る

東日本大震災後、沿岸被災地へ向う支援車両等の増加や、東北横断自動車道釜石秋田線宮守東和間開通により国道沿いの交通量が増加し、自動車交通を起因とした空気の汚染が懸念されていますが、大気汚染に関する目立った問題はなく、おおむね良好に保たれています。

アイドリングストップやタイヤの適正圧の推進をはじめとした自動車の適正運転、公共交通機関の利用促進など、自動車交通を起因とする環境負荷の低減に努める必要があります。

また、ごみの野外焼却に対する指導、監視体制の充実を図る必要があります。

3 生活環境における騒音等を防止する

平成24年度に県から権限委譲された自動車騒音常時監視業務で、平成25年度は、遠野住田線の岩手銀行付近交差点から遠野小学校付近T字路までの区間を調査し、結果は全て基準値内であり、騒音及び振動に関する問題はなく、概ね良好に保たれています。

今後も生活環境の保全のため、関係法令及び県条例に基づいた、規制・監視を続けていく必要があります。

4 安心して暮らせる環境を確保する

生活系ごみの集積所から収集して清養園クリーンセンターで適正に処理を行い、農業用廃プラスチック等の産業廃棄物や同センターで処理できない一般廃棄物については、受け入れ先を紹介しました。

また、春と秋の大掃除週間の設定や各公衆衛生組合と連携して環境パトロールを町ごとに2回実施して不法投棄物の回収等を行い、環境美化と市民の清潔なまちづくり意識の醸成を図りました。

ごみの野外焼却については、林業振興課や消防署と連携して指導に努めました。

不法投棄物の回収処理は、テレビ36台、バッテリー4個、洗濯機5台、タイヤ152本等でした。ごみの正しい分け方・出し方の周知徹底及び不法投棄の根絶を目指し、今後も啓発活動が続ける必要があります。

平成27年10月から始まるもえるごみ広域処理に向け、より一層、もえるごみの減量と資源の有効活用を図るため、ごみ減量スローガンを募集し、選ばれた上位3点のスローガンのぼり等を作成し、ごみ集積所や市内商店、金融機関窓口に設置する等啓発活動に努めました。

5 人にやさしい生活環境を創出する

駅前ひろばや蔵の道ひろば、ポケットパーク及び鍋倉公園をはじめとする各公園等、日常生活に潤いのある空間の維持、管理に努めました。

特に、鍋倉公園においては、スギ、カラマツを伐採した跡地に桜の植樹を行い環境整備に努めました。

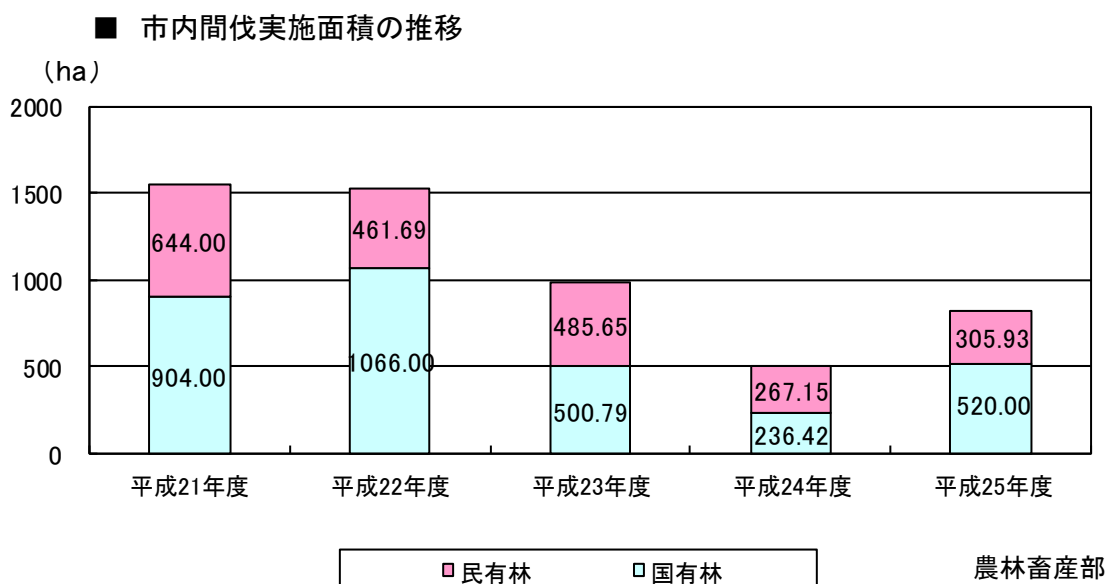
今後も既存施設の維持、管理とともに、潤いのある生活環境の創出に努めていく必要があります。

第2節 「生物の多様性の確保」を目指して

1 自然環境を保全する

平成25年度は、造林51.08ha、下刈り166.67ha、枝打ち7.93ha、除伐62.42ha、間伐825.93haなどが実施され、森林の保全に努めました。

中山間地域等における耕作放棄地の解消及び増加を防止するとともに、農用地を維持管理し、多面的機能を確保するなど、農地の保全に努めました。



2 生物の多様性を確保する

ハヤチネウスユキソウをはじめとした貴重な高山植物や野鳥の宝庫である国定公園早池峰山や、貴重な植物の群落を有する岩手県自然環境保全地域の琴畑湿原など、市内には遠野特有の自然が数多く保全されています。

貴重な自然環境を良好に維持するため、早池峰国定公園に自然公園保護管理員を2人、自然環境保全地域である荒川高原、琴畑湿原及び大洞カルストに自然保護指導員を各1人ずつ配置し、巡回や利用者への指導など延べ500日活動を行ったほか、早池峰国定公園では関係機関と連携し、盗採防止パトロールを2回、移入種駆除作業を1回行いました。

自然環境保全地域でも、シカ被害が目撃され新たな課題となっています。

今後も関係機関と連携し、盗採防止やシカ対策等の課題解決に向けた取り組みが必要となります。

また、岩手の希少な野生生物を取りまとめたいわてレッドデータブックにAランクで掲載されている、クロシジミ（黒小灰蝶）が市内にも生息していることから、関係者と連携し保護に取り組む必要があります。

■ 数値目標と達成率

項目	基準年度A (21年度)	現状B (25年度)	目標C (27年度)	達成率 (B/C)
自然環境保全地域数 ※1	4箇所	4箇所	4箇所	100.0%
特定植物等群落数 ※2	7箇所	8箇所	7箇所	114.3%
鳥獣保護区数 ※3	8箇所	7箇所	8箇所	87.5%
耕作放棄地解消面積	—	135ha	120ha	112.5%
認定農業者数	424 経営体	379 経営体	415 経営体	91.3%
新規就農者数(累計)	3人	6人	5人	120.0%

※1 自然環境保全地域 … 早池峰国定公園（附馬牛町）、荒川高原（附馬牛町）
（ ）は位置 大洞カルスト（附馬牛町）、琴畑湿原（土淵町）

※2 特定植物等群落 … 早池峰山の高原植物（附馬牛町:早池峰山高山帯）
（ ）は位置 早池峰山の針葉樹林（附馬牛町:早池峰山亜高山帯一帯）
猿屋裏の高層湿原（附馬牛町:天野山）
薬師岳のアオモリトドマツ林（附馬牛町:薬師岳中腹以高-山頂部）
琴畑の中間湿原（土淵町:石仏山北方山落葉沢）
六角牛山のエゾスグリ（青笹町:六角牛山中腹以高-山頂部）
片岩の石灰岩植物（上郷町:片岩）
貞任のハンノキ林（土淵町:貞任）

※3 鳥獣保護区 … 早池峰山〈特別保護地区〉（附馬牛町）、たかむろ（土淵町）
（ ）は位置 遠野市鍋倉城（遠野町）、遠野市小友（小友町）
遠野市上郷中山（上郷町）、砥森山（宮守町）、仙人峠（上郷町）

第3節 「自然景観、伝統文化の保全」を目指して

1 緑地を確保する

遠野市斎場『永遠の丘』地内山林において、市民参加の遠野市緑化祭を実施し、あじさいの植栽など、森林整備による緑地の保全を図りました。更には、人や環境と森林との関係についての理解が深められました。

市内の山林の松くい虫被害は拡大傾向にあり、平成18年3月に、宮守町が県で定める松くい虫被害対策における地域に指定され、平成23年4月より区域が市内全域に拡大されました。

被害拡大を防止するために、平成 25 年度は 169 本、処理量 202.73 m³の被害木の駆除を行ったほか、333 本に樹幹注入を行い、予防に努めました。

今後も、市内の山林を保護していくために、松くい虫被害の拡大防止を図る必要があります。

2 身近な自然とのふれあいを促進する

東北自然歩道に指定されている仙人峠秘境のみち、遠野物語のみち及び五百羅漢のみちの管理を行い、自然に親しむ環境づくりに努めました。

近年は、山ではクマやシカの出没が増え、河川も子どもだけでは危険な場所として、野外活動が制限されていることから、安全面を考慮し、自然とふれあう機会の創出を図る必要があります。

3 良好な景観を保全・形成する

遠野らしさを醸し出す景観の保全・形成を図るために、建造物の景観形成の指導や誘導に努めました。

4 地域の歴史的・文化的環境を保全・継承する

指定文化財の現況を確認し適切な保護に努めるとともに、市民の理解と文化の向上に資するため、各種教室を開催しました。また、新たな文化財指定等について、必要に応じ調査を実施しました。

遠野遺産として、新規 11 件を認定するとともに、市民協働の理念に基づき、みんなで築くふるさと遠野推進事業を活用して遠野遺産 10 件の保全・環境整備事業に取り組みました。

国の重要文化的景観に追加選定された土淵町山口集落について、景観点検や地域づくり先進地視察研修、食の調査などを行って良好な景観の保全・整備活用について地域の方々と協働して取り組みました。

郷土芸能の保存継承を目的として、保存団体に対し共演会の開催、用具整備等の支援を行うとともに、各団体の演目を映像により記録保存を行いました。

■ 数値目標と達成率

項目	基準年度A (21 年度)	現 状 B (25 年度)	目 標 C (27 年度)	達成率 (B/C)
遠野遺産認定件数	99 件	135 件	129 件	104.7%
指定文化財説明板設置 件数(累計)	40 件	91 件	80 件	113.8%
民俗芸能保存団体数	65 団体	65 団体	65 団体	100.0%

第4節 「循環型社会の構築」を目指して

1 資源の循環的利用とごみの減量化を推進する

遠野市公衆衛生組合連合会では、ごみ減量化物品等の普及と資源集団回収奨励金制度を推進し、資源の有効活用とごみの減量を図りました。また、資源となる雑がみの多くがもえるごみとして排出されていることから、雑がみ分別のCMを作成し遠野テレビで放送し、もえるごみの減量化に取り組みました。

ごみ排出量は、東日本大震災の発生に伴い、平成 23 年度以降増加しましたが、ごみの分別が定着してきていることから、もえるごみは減少しています。（7 ページ参照）

今後も広報や環境学習会等で、遠野市公衆衛生組合連合会の助成事業を周知し、ごみの分別と減量の啓発活動を続ける必要があります。

■ 数値目標と達成率

項目	基準年度A (21 年度)	現 状 B (25 年度)	目 標 C (27 年度)	達成率
市民一人当たりの一年間 のごみ排出量	299kg	316kg	281kg	88.9%
資源集団回収実施団体の 資源ごみ回収量	242t	288t	267t	107.9%

※市民一人当たりの一年間のごみ排出量の達成率は、排出量を減らす目標であることから C/B です。

資源集団回収実施団体の資源ごみ回収量の達成率は、回収量を増やす目標であることから B/C です。

第5節 「地球環境の保全」を目指して

1 エネルギーを有効に利用する

東日本大震災による福島第一原子力発電所事故を機に、再生可能エネルギーに対する関心が高まり、以前にも増して、クリーンな再生可能エネルギーを利用しようという動きが活発になってきました。

環境に対する意識の高揚及び、再生可能エネルギーの普及促進を図るため、市民の住宅用太陽光発電システムを設置する場合に要した経費に対し、市内で利用可能な商品券で助成する、遠野市住宅用太陽光発電システム導入促進事業は、平成 25 年度 6 件の申請があった他、市民にもクリーンエネルギーや省エネルギーについて意識の高揚が図られるとともに、地域活性化に資することができました。

また、再生可能エネルギーを活用した災害に強い自立分散型エネルギーシステムの導入を促進するため、防災拠点等の施設に再生可能エネルギー設備を導入し、災害等による停電時に必要最小限の電力を賄えるよう整備する計画も進められています。

更に、平成 26 年度には、新エネルギービジョンの策定が予定されており、今後、再生可能エネルギー及び省エネルギー設備の導入を図る等、エネルギーの有効な活用が望まれます。

2 地球環境の保全に貢献する

地球環境の問題は、私たち一人ひとりの日常生活の暮らしや事業活動そのものが原因となっていることから、ゴミの削減やリサイクル、二酸化炭素の削減、水生生物調査等自然環境の保全を啓発しながら、環境保全への理解を深め、自発的な活動につなげることを目的とし、子供達等に環境教育と環境学習の推進を図りました。

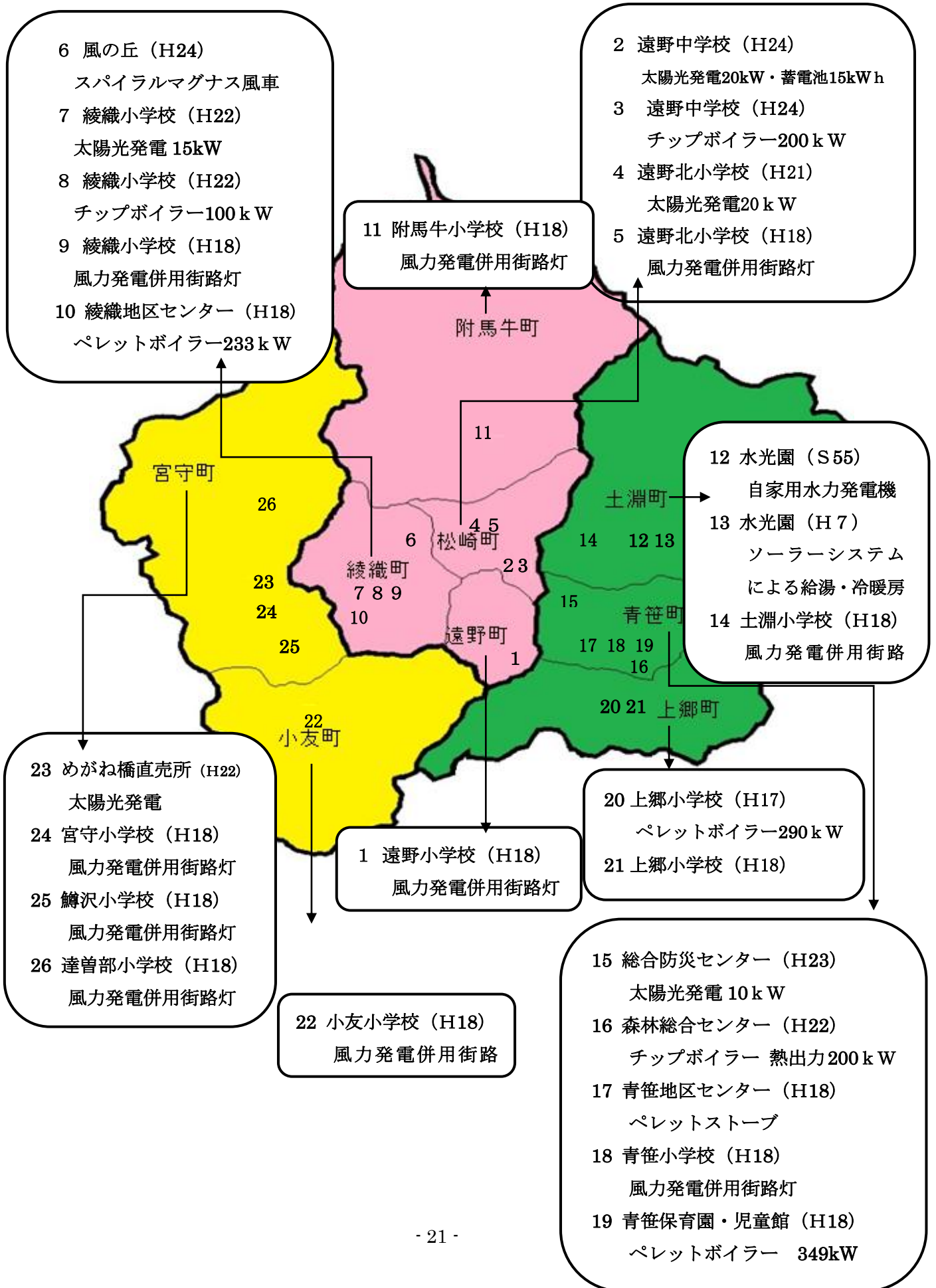
今年度は、市内中学校8校が3校に再編成及び、少子化による児童生徒の減少の影響もあり、環境学習の実施は昨年より減少したものの、全国エコクラブへの加入促進に取り組み登録会員数は目標を上回りました。

今後も環境保全に対する意識の高揚を図り、二酸化炭素削減などについて、啓発をしていく必要があります。

■ 数値目標と達成率

項目	基準年度A (21年度)	現状B (25年度)	目標C (27年度)	達成率 (B/C)
森林整備面積	644ha	594.03ha	430ha	138.1%
民有林再造林面積	34ha	51.08ha	90ha	56.8%
市民環境団体登録数	37団体	65団体	60団体	108.3%
小中学校等環境学習の実施	63回	69回	78回	88.5%
こどもエコクラブ登録会員数	201人	360人	300人	120.0%

遠野市再生可能エネルギー等導入状況



＝ 資 料 編 ＝

資料1 各町ごとの主な取組状況 23

資料2 遠野市地球温暖化対策実行計画平成25年度実績報告 . . . 32

資料3 ふるさと遠野の環境を守り育てる基本条例 34



平成25年度 環境フロンティア遠野主催『遠野の里山風景写真コンクール』
優秀賞 「鏡」 遠野市小友町 菊池 英機 仙人峠にて撮影

各町ごとの主な取組状況（各地区センター調べ）

【遠野町】

＝地区別の目標＝

- 道路清掃、鍋倉公園清掃、河川清掃、花いっぱい運動等環境美化活動を推進します。
- 動植物に配慮した環境づくりに努めます。
- 城下町としての町並みの保存や景観の創出に努めます。
- 廃棄物の減量化やリサイクルを促進します。
- 環境への関心を高めるため、環境教室・講座等を開催します。

目標	取組状況	実施日	参加者数
環境美化の推進	一斉河川清掃及び各自治会における「花いっぱい運動」の実施により、町内の環境美化及び環境保全意識の醸成に努めました。	6/7、8/4	全世帯
	春季・秋季清掃週間に併せて、町内各戸の清掃点検を実施、環境パトロールをしながら環境美化に努めました。	4/15～ 21、9/23 ～29	全世帯
植物（の生態系）に配慮した環境づくり	一斉河川清掃をホタルの生息地や水生生物に配慮しながら実施しました。	8/4	全世帯
城下町としての文化的町並みの保全及び景観の創出	昔から伝わる祖霊迎いの年中行事「まつび焚き」を実施し、町屋の盆行事の景観づくりに努めました。	8/13～ 14	65世帯
廃棄物の減量及びリサイクルの促進	各区の公衆衛生組合長や保健推進委員等により、ゴミの正しい出し方やゴミの減量化などの推進に努めました。	通年	全世帯
環境学習の推進	こどもたちの環境学習として、小学校及び児童館において水生生物調査に取り組み、環境保全への理解を深めました。	7/31、 8/1	小学校、 児童館

【綾織町】

＝地区別の目標＝

- 沿道の花いっぱい運動やごみ拾いなどの美化活動を推進します。
- 動植物に配慮した環境づくりに努めます。
- 資源回収活動を促進します。
- 環境学習に積極的に参加します。
- 生活雑排水の浄化意識の向上に努めます。

目標	取組状況	実施日	参加者数
花いっぱい運動、環境美化の推進	町内の国道 283、396 号沿い 8 km にわたり約 5 万本のマリーゴールドの植栽を行う「花街道あやおり」の実施、また、植栽に併せごみ拾いを行い、環境美化及び環境保全意識の醸成に努めました。	6/23、 8/4	延べ 1,100 人
	春季・秋季清掃週間に併せて、町内各戸が環境美化に取り組むとともに、清掃点検を実施し、環境美化に努めました。	4/16～22 9/17～23	全世帯
	綾織町公衆衛生組合において、町内のゴミ収集所付近を巡回・点検する環境パトロールを実施し、不法投棄の防止と環境整備の状況把握に努めました。	5/16、 10/3	延べ 28 人
動植物に配慮した環境づくり	一斉河川清掃の実施する際に、水生生物に配慮しながら、雑草・雑木の刈り払いやゴミの除去作業を行いました。	8/4	500 人
資源回収活動の推進	公衆衛生組合長が中心となり、ゴミの正しい出し方やゴミの減量化に努めるとともに、ゴミ減量スローガンの幟を設置し、地区民に対する周知活動を積極的に行いました。	通年	全世帯
	綾織中学校による資源回収の実施により、分別の徹底と資源の再活用への意識の向上に努めた。	8/11	93 人
環境学習の推進	児童の環境学習として、綾織小学校 4 年生が砂子沢川で水生生物調査に取り組み、生物の生態や環境保全への関心を深めました。	8/22	4 年生 (8 人)
	また、アイみどり保全隊活動組織（綾織 1 区）が田んぼの堰で水生生物調査を実施しました。	8/18	20 人
生活雑排水の浄化意識の向上	各家庭が地域の河川の水質を保全するため意識高揚に努めました。	通年	全世帯

【小友町】

＝地区別の目標＝

- 巖龍神社や藤沢の滝周辺の環境保全に努めます。
- ホテルやモリアオガエルの保護に努めます。
- 宿場町の情景、小友まつりや裸参りなどの特色ある地域文化の保存に努めます。
- 水質調査を実施し、水辺を利用した環境教育を推進します。
- 花いっぱい運動を推進し、環境美化に努めます。

目標	取組状況	実施日	参加者数
環境保全活動	観光客が多く訪れる巖龍神社や藤沢の滝周辺の草刈やゴミ拾い等環境の保全に努めました。	8/4	100人
ホテルやモリアオガエルなどの希少動植物保護	ホテルの生息地調査や観察会の実施により、貴重な動植物の保全意識の向上に努めました。	4/25～ 12/5	延べ 100人
宿場町や小友まつり、裸参りなどの文化継承及び保存	小友まつり、小友裸参りをはじめとした祭りの実施により、郷土の伝統行事の保存と伝承に努めました。	8/24～25 2/22	延べ 1,000人
	「小友町探訪会」と題し、町内の名所旧跡を訪ねることにより、郷土の理解に努めました。また、小友町に伝わる民話・伝説の発掘を行いました。	6/28	10人
水質環境保全の推進	小学生を対象とした水生生物調査を通じ、水質保全の重要性を学習しました。	8/1	延べ 10人
花いっぱい運動	小友町農産物直売所や地区センター、小学校、保育園の花壇等に植栽して美しい町づくりに努めました。	5/27	80人

【附馬牛町】

＝地区別の目標＝

- 猿ヶ石川の源流域として、水質保全を図ります。
- 資源回収活動をはじめ、循環型社会システムづくりやグリーン・ツーリズムを推進します。
- 文化財及び遠野遺産の保存活動を推進するとともに、併せて自然の関心を高め、保全の必要性への理解を深めます。
- 清掃活動や花いっぱい運動等環境美化活動を推進します。

目標	取組状況	実施日	参加者数
猿ヶ石川の源流域としての水質保全	河川清掃の実施により、河川周辺の環境美化及び水質保全意識の醸成に努めました。	8/4	406人
環境循環型システムやグリーンツーリズムの推進	区長・保健推進委員合同研修会を実施し、宮城県の仙台コカ・コーラボトリング蔵王工場にてリサイクルの取り組みについて、研修を行いました。	9/9～10	13人
文化財や自然環境保全の必要性の理解	「花いっぱい運動」で、附馬牛バイパス沿い、火渡の石碑群前、自治会館前、小学校、旧中学校等の花壇に保育園児・小学生・婦人会・老人クラブが中心となり花の植栽や除草をし、環境美化・景観作りに対する意識の高揚を図りました。	6～10月	延べ 50人
環境美化活動の推進	町内の環境パトロールを実施し、7月は不法投棄調査を、3月はキャトルセンター視察を行い、環境保全意識の向上を図りました。	7/5、3/6	12人
	花いっぱい運動において、各行政区ごとに花の植栽や除草を行い、環境美化活動の推進を図りました。	6～10月	延べ 70人
	河川清掃と併せ、小学生とその家族が、町内の空き缶等のゴミ拾いを行い、環境美化活動を行いました。	8/4	延べ 50人

【松崎町】

＝地区別の目標＝

- 花いっぱい運動や道路・花壇の清掃の活動を推進します。
- 田園風景にふさわしい景観を保全します。
- 自然環境の再生を推進します。
- 環境学習に積極的に参加します。
- 地域イベント等でのごみ削減に努め、環境配慮型のイベント運営を心掛けます。

目標	取組状況	実施日	参加者数
環境美化運動の推進	春季・秋季一斉道路清掃、河川一斉清掃及びマリーゴールド12,000本を道路沿いに植栽する「花いっぱい運動」の実施により、町内の環境美化及び環境保全意識の醸成に努めました。	4/7、6/16、 8/4、10/27	延べ 3,554人
	自転車道の草刈	8/1～5	延べ 488人
	地区センター、福祉センターを利用する団体が施設周辺の草取りやサッカー場のごみ拾いを行い、環境美化の高揚を行いました。	5～10月	延べ 360人
田園風景の景観保全	ごみ集積所を茅葺き等にしたことにあわせ、定期的に周辺の環境整備を行いました。	通年	180世帯
環境教育・講座等の推進	松崎町をウォーキングしながら、自然環境を享受し、参加者のコミュニケーションを図りました。	10/13	131人
ごみの減量	町民グラウンドゴルフ大会後の交流会において、ごみを分別し、可燃ごみを少なくし、リサイクルを行いました。	10/27	85人
その他	松崎町公衆衛生組合において、町内を巡回・点検する環境パトロールを実施し、環境整備の状況把握に努めました。	8/1、 10/3	20人

【土淵町】

＝地区別の目標＝

- 浄化槽の普及啓発に取り組み、水環境の保全美化に努めます。
- 水源の涵養・環境保全に努めます。
- 民話のふるさとを醸し出す自然景観の保全や伝統的風習の継承に努めます。
- 森や川に親しむ環境学習会の開催や環境美化活動などを積極的に推進します。

目標	取組状況	実施日	参加者数
水環境の保全美化の推進	9区自治会有志によるカッパ淵から9区地内を流れる蓮池川の川底からのごみ拾いを実施し、水のきれいな川づくり、ビオトープゾーンとしての水辺の動植物復元に努めました。	通年	20人
水源の涵養・環境保全の推進	五日市地区の杉林の枝打ちや周辺の草刈りを行い、森林の美化に努めました。	11月	60人
	栃内地区堆肥生産利用組合では、畜産農家から出される糞尿を良質の堆肥にし、有機資源として農地に還元すること「栃内土づくりセンター」を活用し、耕畜連携による環境保全型農業の推進に努めました。	通年	250人
自然景観の保全や伝統的風習の継承	町内一斉道路清掃を行い沿道の空き缶ペットボトルの回収や、路肩の泥上げを行いました。	4/1	約500人
	老人クラブと土淵中学校生徒全員で地区センター周辺の「ふれあい花壇づくり」さらには観光地のカッパ淵までの沿道にマリーゴールドの植栽をしました。	5～10月	約60人
	第2区自治会では国道沿いに花壇を作り、マリーゴールドやミニひまわりを植栽し、環境美化に努めました。	6～10月	50人
	第3区久保自治会では国道沿いにマリーゴールドやサルビアを植栽し環境美化に取り組みました。	6～10月	30人
	第6区柏崎自治会では市道沿いにマリーゴールドを植栽し環境美化に取り組みました。	6～10月	20人
	第7区ではスイセンクラブを結成して、五日市川両岸の花いっぱい運動を展開し、ツツジや菖蒲などを植栽し環境美化に努めました。	6～10月	70人
	第10区自治会では国道沿いにマリーゴールドを植栽、観光スポットの「狐の関所」周辺地域の環境美化に努めました。	6～10月	100人
	貞任牧野組合では、会員総出で貞任高原のごみ拾いを行いました。	6～10月	40人
	市内一斉河川清掃により、草刈り・ごみ拾いを行い、終了後交通安全協会会員が町内のカーブミラー清掃を行いました。	8/5	約750人
環境学習会の開催や環境美化活動の推進	土淵小学校及び土淵中学校の児童生徒、父母らによるビンやアルミ缶、紙類等の資源回収に努めました。	通年	生徒会
	土淵小学校では地域の河川の水生生物調査を行い、水質保全の意識高揚に努めました。	9/13	小学生 12人

【青笹町】

＝地区別の目標＝

- 道路清掃（バイパス）、河川清掃、花いっぱい運動等環境美化活動を推進します。
- 自然との触れ合いと水資源の保全に努めます。
- 事業所では周辺環境に配慮した事業の展開に努めます。
- 遠野遺産等の文化財の保存活動に努めます。
- 資源回収活動を促進し、環境教育の推進に努めます。

目標	取組状況	実施日	参加者数
環境美化運動の推進	春季・秋季大掃除、市内河川清掃、国道バイパス沿線の草取り及び町内の主要道と公共的施設周辺への花苗植栽活動（花いっぱい運動）への取組みにより、町内の環境美化及び環境保全意識の醸成に努めました。	4～10月	約3,000人
	青笹町のシンボリック施設である青笹町民俗館の内外の清掃・除草を町内単位老人クラブが輪番制で定期的に行い、良好な景観の形成と環境美化に努めました。	4～11月	約150人
	青笹地区センター施設の周辺の除草・草刈及び樹木の剪定を老人クラブ連合会の奉仕活動として行い、地域環境美化への弾みをつけました。	6/11、8/24	約100人
	小・中学校の夏休み期間における親子行事として、行政区単位に市道沿線等のごみ拾い活動に取組み、環境美化意識の高揚に努めました。	8/4	184人
水資源の保全の推進	夏季及び秋季に行う町内環境パトロールに併せ、峠・山間部の水源地付近においてごみ不法投棄が懸念される場所の巡視活動を行ない、水源及び水資源を保全する意識の高揚に努めました。	6/6、11/7	29人
文化財の保存活動の推進	しし踊り保存会の協力の下、保育園及び小学校において園児及び児童を対象に各年代に合った内容・レベルに調整しての練習機会を設けて踊り習得に取組みました。また、それぞれの運動会や行事、町民運動会や祭典での披露・発表を通じて「青笹しし踊り」の伝承に努めました。	5～11月	約500人
資源回収活動の推進	青笹小学校PTAを中心に町内全域を対象とした資源回収活動を行い、有価資源のリサイクルについての普及・気運醸成に努めました。また、適時、行政区単位での資源集団回収への取組みについて働きかけを行いました。	6/8	約300人

【上郷町】

＝地区別の目標＝

- 大峰鉦山跡地の白樺樹林の保全に努め、体験学習の場として活用を図ります。
- 動植物の生息地である湧水地周辺の保全と活用を推進します。
- 早瀬川源流域の役割として、水質の保全に努めます。
- 「上郷聞歩」編集の際発掘した、名所旧跡や自然景観を保全します。
- 環境学習の機会を創出し、環境保全活動へ積極的に参加します。

目標	取組状況	実施日	参加者数
大峰鉦山跡地における白樺樹林の保全及び体験の場としての活用	地元の特産である白樺樹液の採取体験学習と世代間交流により、次代を担う子どもたちが自然とのふれあいを深める場となる大峰鉦山跡地白樺樹林の環境保全活動に努めました。	4/1～30	体験学習 参加者 60人
	また、白樺樹液採取を通じた体験学習と世代間交流により、次世代を担う子どもたちの自然とのふれあいを深める場と環境保全意識の高揚に努めました。	4/10 体験学習	
動植物の生息地である湧水地周辺の保全 早瀬川源流域の水質保全	一斉河川清掃の実施により、雑草、雑木の刈り払いやゴミの除去作業を行い河川の環境整備に努めました。	8/4	927人
名所旧跡及び自然景観の保全	町内全体で花いっぱい運動を展開し、各行政区それぞれの工夫を凝らした花壇を整備しました。	6/20～ 7/15	延べ 400人
	町内の美しい自然を守るため、ゴミ集積所や不法投棄現場の状況について巡回パトロールを年2回実施しました。パトロール終了後には、意見交換や勉強会を開き、ゴミの分別の徹底と不法投棄の防止に対する意識の向上を図りました。	6/6、 10/3	60人
	遠野遺産認定制度及びみんなで築くふるさと遠野推進事業の活用により、認定されている町内遺産の景観、環境保全に努めました。	通年	
環境学習の機会創出及び環境保全活動の積極的参加	町内ミニ広報誌「コミュニティーかみごう」において、正しいゴミの分別方法などの記事を掲載し、家庭でできる環境保全に対する意識の向上を図りました。	毎月第3 木曜日	全町民
	「もえるゴミの分別について」と題した研修の場を設け、もえるゴミ減少への意識を高めました。	1/10	20人

【宮守町】

＝地区別の目標＝

- 自然環境に親しみながら、豊かな生態系及び自然環境の保全・継承に取り組みます。
- 水資源の大切さを深く認識し、稲荷穴名水の湧水や、河川等を保全するため、環境保全対策等に努めます。
- 道路清掃等の清掃活動や花いっぱい運動の環境美化活動を推進します。
- ごみの減量化やリサイクルの推進及び環境教育の奨励を行います。

目標	取組状況	実施日	参加者数
自然環境保全と継承の推進	6月に開催した小学生向け生涯隔週事業森の学校稲荷穴塾や大麻部山登山森と湖に親しむ旬間に合わせた8月の「稲荷穴まつり」の開催などを通じて自然とのふれあいを深めるとともに、自然環境保全意識の高揚に努めました。	6/8 8/4	20人 300人
河川の環境整備と水質保全	河川の環境保全を目的に、6月～9月に町内全域で住民総出による河川の草刈り及びごみ拾い一斉に河川の草刈り及びごみ拾い等を実施し、環境整備に努めました。	6/9 6/30	198人 991人
環境美化活動の推進	町内一斉道路清掃の実施、宮守川上流地区による上宮守地内の国道396号線の法面の草刈りの実施や子供会による空き缶拾い活動、各自治会等における「花いっぱい運動」の実施により、町内の環境美化及び環境意識の高揚に努めました。	通年	1,128人
廃棄物の減量及びリサイクルの推進	各行政区の公衆衛生組合長や保健推進員等により、ごみ収集所付近の不法投棄パトロールを実施し、不法投棄の防止とごみの正しい出し方・分別の徹底に努めました。 また、町内小中学校の子供会で夏休み期間等にビンやアルミ缶、紙類等の廃品回収を行い、リサイクルの推進に努めました。	通年	
環境教育の奨励	公衆衛生組合長(区長)を対象に、住民主導の生ゴミの堆肥化処理サイクルの現状を視察し、ゴミの減量化と生ゴミの有効利用に対する認識を深めました。	10/21～22	18人

遠野市地球温暖化対策実行計画 平成 25 年度実績報告

1 省エネルギーに関する実績（市役所で管理している施設）

温室効果ガス（二酸化炭素）総排出量及び活動量実績

平成 25 年度二酸化炭素排出量 8,395,159.5 kg-co₂ 5.0%増

排出量の構成	電気使用量	78.1%
	設備用燃料	18.9% (A重油、灯油、LPガス)
	公用車燃料	3.0% (ガソリン、軽油)

○ 温室効果ガス排出状況

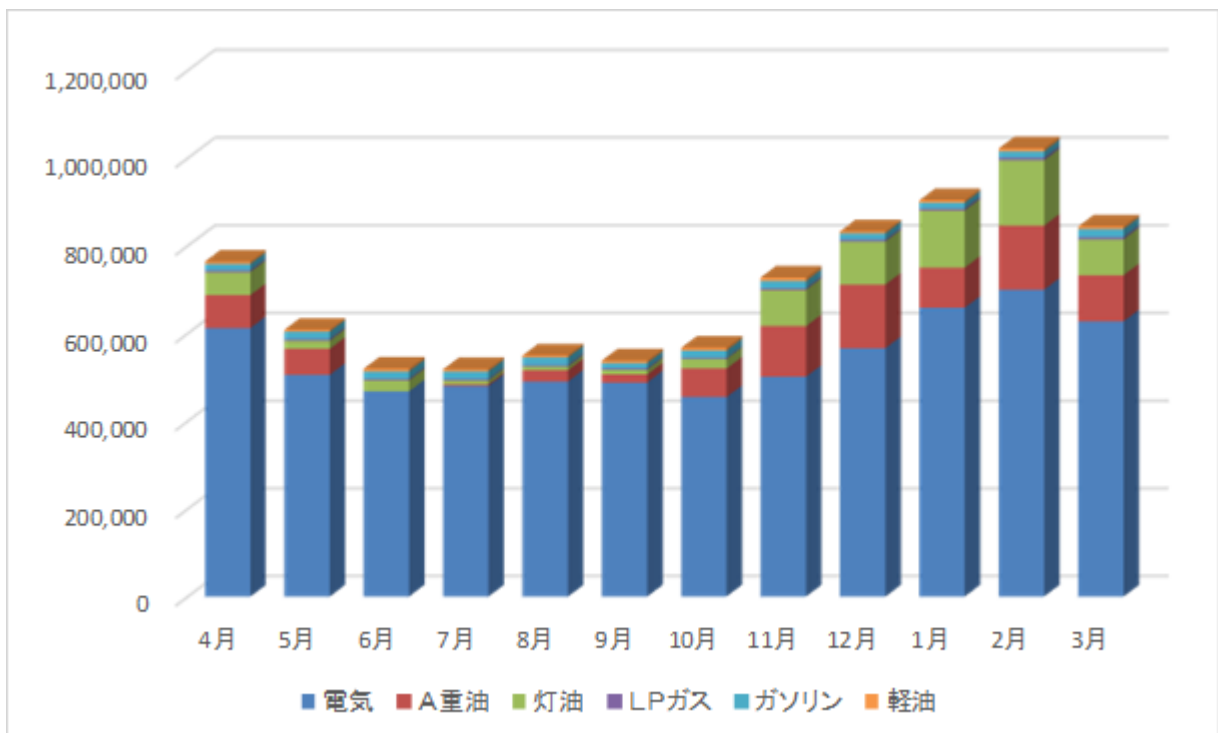
単位 kg-co₂

項目	平成 22 年度 排出量 (基準年度)	平成 24 年度 排出量	平成 25 年度 排出量	24 年度比 増減率
二酸化炭素	7,631,570.1	7,992,827.5	8,395,159.5	5.0%
電気使用量	5,178,640.9	5,839,973.7	6,552,617.5	12.2%
設備用燃料	A重油	1,480,589.5	1,104,430.3	△22.8%
	灯油	681,671.6	711,851.8	△3.7%
	LPガス	16,929.6	75,373.0	△41.5%
公用車燃料	ガソリン	183,005.0	195,521.1	△0.9%
	軽油	90,733.5	65,677.6	1.8%

※1 電気の二酸化炭素排出係数は毎年変更されます。

※2 二酸化炭素排出量平成 27 年度の目標値は 7,326,307.3 kg-co₂（基準年と比較して4%削減）

○ 月別温室効果ガス排出量



2 今後の取り組みについて

(1) 第二次遠野市地球温暖化対策実行計画の見直し

平成 26 年度には実行計画の見直しを行う予定でしたが、指定管理施設、無人施設等のエネルギー使用量の取りまとめを行うため、新規の施設が大幅に増加することから、現在の計画を最終年度の平成 27 年度まで継続し、26 年度のエネルギー使用量を基準とした新たな実行計画を策定します。

(2) 再生可能エネルギー及び省エネルギー設備の導入

クリーンエネルギーである再生可能エネルギー設備や、LED照明などの省エネルギー設備の導入により、相当量の二酸化炭素排出量の削減が期待できることから、各種設備導入の啓発に努めます。

(3) 使用エネルギーの削減（直接的な温室効果ガス排出抑制）

施設の変動や業務量の増加等により、電気については増加傾向にあるためより一層の節電が求められます。職員の自主的な取組として、下記の項目の徹底を図ります。

- 短時間でも席を離れる際には、パソコンモニターの電源を切る。
- ノー残業デーの徹底（週に 1 度は 18 時までには退庁する日を設ける）
- クール及びウォームビズの徹底
- 冷暖房使用時には、ブラインドやカーテンを併用し外気を遮断する。
- 退庁時は、できるだけOA機器、電気製品等のコンセントを抜く。
- 片道 2 km 未満の外出は、できる限り徒歩や自転車を利用する。

(4) 事務用紙購入量及び水道使用量の削減並びにごみの分別の徹底

ア 事務用紙購入量・水道使用量の削減

庁内における簡易文書、内部の会議資料等は、裏紙両面使用を徹底していきます。

水道使用時には水量を必要最小限に止め、こまめな節水を心がけていきます。

イ ごみの分別の徹底

ごみの分別により廃棄物の減量を推進するため、個人情報及び機密文書以外の紙ごみについては資源ごみとして排出するよう呼びかけを行います。

3 総括

平成 25 年度は、快適さと安全面を考慮し、衛生面及び環境に配慮したオール電化施設である総合食育センターの本稼動により、電気の使用量が大幅に増加しましたが、従来の給食の提供の他、宅配弁当等業務を拡大し市民サービスの向上に努めた結果であると思われる。また、ヒートポンプ蓄熱システム、業務用エコキュート及び氷蓄熱式マルチエアコンを導入する等、省エネルギー対策を行い、効率的な電気の使用に努めました。

職員の節電意識も向上していることから、今後も地球温暖化推進員を通じ、省エネルギー対策の取り組みを徹底し、二酸化炭素の削減に努めます。

平成 26 年度は、実行計画改訂に向け、指定管理施設等のエネルギー使用量を取りまとめ、市の事務事業全ての把握を行い、地球温暖化の防止に努めます。

ふるさと遠野の環境を守り育てる基本条例

目次

前文

第1章 総則(第1条～第7条)

第2章 基本方針(第8条～第11条)

第3章 基本施策(第12条～第25条)

第4章 審議会(第26条～第33条)

附則

民話のふるさと遠野市は、早池峰山の麓に抱かれた、水清く、空気が澄み、緑豊かな、北上高地の中央に開けた盆地のまちである。この恵まれた自然環境のもとに、遠野特有の文化が創造され、現代に受け継がれてきた。

しかし、急激に成長した今日の社会経済活動は、私たちに物の豊かさや生活の便利さをもたらした一方で、環境への負荷を増大させ、自然生態系のみならず、全ての生物の生存基盤である地球環境に大きな影響を及ぼすに至っている。

私たちは、自然の生態系の一部であることを自覚し、自然との共生の中で文化や文明を築き上げたことを忘れずに、環境への負荷の少ない生活様式を確立し、すべての生命が共存できるような社会を創らなければならない。

ここに、豊かな自然を愛する心を育みつつ連携を深め、貴重な自然環境を後世に残すという責務を認識し、自然環境と人間生活が調和する遠野型環境調和社会の実現を目指して、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、遠野型環境調和社会の実現に向け、環境の保全及び創造について基本理念を定め、並びに市民、滞在者、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の健康で潤いのある生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境 人間や生物の周囲にあつて、意識や行動の面でそれらと何らかの相互作用を及ぼし合う自然環境、社会的環境及び文化的環境をいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 遠野型環境調和社会 市の土地形態から区分した市街地区域、田園区域、里山区域及び森林区域の4領域で、住民がそれぞれの環境特性と課題に配慮しながら活動し、各領域間が協調を図り、総合的に自然環境との共生が形成される社会をいう。
- (4) 環境の保全及び創造 環境の自然的構成要素(大気、水、土壌、生物等をいう。)及び文化的構成要素(文化財、歴史的建造物等をいう。)に着目し、その保護及び整備を図ることによってこれを良好な状態に保持し、又は形成し、過去に損なわれた自然環境の再生と自然環境に配慮されなかったものを修復することをいう。
- (5) 滞在者 市内を通過する者又は旅行等により市内に滞在する者をいう。
- (6) 地球環境の保全 人の活動による地球の温暖化、オゾン層の破壊の進行、海洋汚染その他の地球全体の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全をいう。
- (7) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

- (8) 遠野らしさ 厳しい自然条件や社会の営みから創出された歴史、文化、伝統等を市民が育み継承している中で、四季の彩りを演出している山並み、河川及び田園が見通し景観に配慮され、良好に維持されている状態をいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、多様な自然環境が有するそれぞれの特性に配慮し、人と自然が共生できることを目的として適切に行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、資源が有限であることを自覚し、適正な管理と循環的な利用を推進し、及び環境への負荷をできる限り低減することによって、環境への負荷の少ない経済の発展を図りながら、持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者が公平な役割分担の下に主体的かつ積極的に行われなければならない。
- 4 地球環境の保全は、地域の環境が地球全体の環境に深くかかわっていることをすべての者が認識し、あらゆる事業活動及び日常生活において積極的に行われなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、日常生活において資源及びエネルギーの節約並びに廃棄物の排出の抑制に努め、環境美化活動、資源回収活動その他の環境保全活動への積極的な参加に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(滞在者の責務)

第5条 滞在者は、滞在期間において資源及びエネルギーの節約並びに廃棄物の排出の抑制その他の環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動において生ずる公害を防止し、自然環境を適正に保全し、並びに環境への負荷の低減及び事業場周辺の環境美化に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市の責務)

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第2章 基本方針

(施策の基本方針)

第8条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念に基づき、次に掲げる事項を基本として、市民及び事業者との協働の下に、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 市民の健康を保護し、及び生活環境を保全し、並びに自然環境を適正に保全するよう大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に確保すること。
- (2) 生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺等の多様な自然環境を地域の自然的及び社会的条件に応じて適性に保全するとともに、失われた自然環境を再生すること。
- (3) 遠野らしい自然景観、歴史にはぐくまれた伝統及び社会的な環境との調和を図り、自然との豊かなふれあいを確保しながら、人に潤いと安らぎをもたらす快適な環境を保全及び創造すること。
- (4) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等を推進することにより、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築するとともに、地球環境の保全に貢献すること。

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、遠野市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境の保全及び創造に関する目標
 - (2) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の方向

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、遠野市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第10条 市長は、毎年、環境の状況、市が講じた環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、遠野市環境審議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

(財政上の措置)

第11条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第3章 基本施策

(施策の配慮)

第12条 市は、あらゆる施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全及び創造について配慮するものとする。

(環境影響評価の推進)

第13条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者自らが環境調査及び環境に及ぼす影響の検討を行い、その結果に基づきその事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第14条 市は、環境の保全上の支障となる行為を防止するため、必要に応じて規制の措置を講ずるものとする。

(誘導措置)

第15条 市は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動を行う者がその活動に係る環境への負荷の低減を図るための施設の整備その他の適切な措置をとるよう、誘導に努めるものとする。

(施設整備等の推進)

第16条 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、公園、緑地、河川その他の環境の保全及び創造に資する公共的施設の整備並びに森林の整備その他の環境の保全及び創造に資する公共的事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(遠野らしい環境の保全)

第17条 市は、遠野らしい環境を保全するものとする。

- 2 市は、遠野らしい環境の保全及び創造に関し、自然とのふれあいの場の創出、緑化の推進、良好な景観の形成その他人に潤いと安らぎをもたらすため、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市民、滞在者及び事業者は、遠野らしい環境を理解し、廃棄物の適正な処理並びに使用済の機器、資材及び遊休地等の適切な管理に努め、良好な自然環境及び生活環境の保全を尊重しなければならない。

(廃棄物の減量の推進等)

第18条 市は、環境への負荷の低減を図るため、廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、市は、環境への負荷の低減に資する製品、原材料、役務等の利用が促進されるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境教育及び学習の振興等)

第19条 市は、市民及び事業者の環境の保全及び創造についての関心と理解の増進並びに自発的な活動の促進に資するため、環境教育及び学習の推進並びに広報活動の充実に関し、必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の活動促進措置)

第20条 市は、市民及び事業者又はこれらの組織する団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第21条 市は、環境の保全及び創造に関する情報の収集及び提供に努めるものとする。

(民間団体等の参加)

第22条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の推進に当たっては、民間団体等の参加に関し必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(調査等体制の整備)

第23条 市は、環境の状況の把握に関する調査その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するとともに、監視、巡視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第24条 市は、広域的な取組みを必要とする環境の保全及び創造に関する施策については、国及び他の地方公共団体と協力し、その推進に努めるものとする。

(地球環境の保全に関する国際協力)

第25条 市は、国その他の関係機関と連携し、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第4章 審議会

(設置)

第26条 市の環境保全に関する基本施策等を調査し、審議し、及び評価するため、市長の諮問機関として、遠野市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第27条 審議会は、委員14人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 各種団体の役職員
- (4) 公募による者

(任期)

第28条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第29条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(特別委員)

第30条 審議会は、専門の事項を調査、審議及び評価するため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

- 2 特別委員は、市長が必要と認める者のうちから委嘱し、調査等が終了したときは解職されるものとする。

(会議)

第31条 審議会は、市長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 32 条 審議会の庶務は、環境整備部において処理する。

(委任)

第 33 条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。



平成 25 年度 環境フロンティア遠野主催『遠野の里山風景写真コンクール』
佳作「ふしぎの里」 佐藤 憲弘 土淵町にて撮影

【平成二五年度環境に関する標語等コンクール標語の部】

小学校低学年の部 最優秀賞

土淵小学校 三年 佐々木 愛奈

遠野には きずなはあれど ゴミはなし

小学校高学年の部 最優秀賞

上郷小学校 六年 佐々木 葵衣

心がけ、リユース、リデュース、リサイクル

ふるさと遠野の環境報告書

(平成 25 年度)

平成 26 年 11 月 発行

編集・発行 遠野市環境整備部環境課

〒028-0525 岩手県遠野市六日町 1 番 22 号

TEL 0198-62-2111

FAX 0198-62-7721

ホームページ <http://www.city.tono.iwate.jp/>

Eメール kankyo@city.tono.iwate.jp